

東京都立大学社会人類学研究奨励賞に関する規程

東京都立大学社会人類学教室

2019年3月6日制定

2020年4月1日改訂

(目的及び名称)

第1条 東京都立大学社会人類学教室（以下、「教室」という）は、東京都立大学社会人類学教育基金（通称「渡邊基金」）により、教室所属の学生の研究活動を活性化するために、東京都立大学社会人類学研究奨励賞を設置する。

(選考・決定)

第2条 各事業年度における卒業論文ならびに修士論文のうちからとくに優れた研究成果を選考し、社会人類学研究奨励賞候補作とする。

- 2 本研究奨励賞候補作は、当該学生の指導教員を含む教室所属の専任教員の推薦により選出し、専任教員の合議によって決定する。学生による自薦・他薦は認めない。
- 3 原則として各事業年度における卒業論文ならびに修士論文それぞれ1件を授賞対象とするが、該当する優れた研究成果が複数あれば複数名とし、当該年度に該当者がなければ授与しない。

(賞の授与)

第3条 本研究奨励賞の授賞者には、賞金（奨学費）として金5万円を贈呈して表彰する。

- 2 本研究奨励賞の受賞対象となった研究成果は、教室のウェブサイト等において告知する。

(附則) (2019年3月6日 社会人類学教室決定)

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。
2. 首都大学東京社会人類学教育基金使用規程附則の定めるところにより、本基金の名称は、2019年度のみ「首都大学東京社会人類学教育基金（通称：渡邊基金）」とし、2020年度からは「東京都立大学社会人類学教育基金（通称：渡邊基金）」とする。